武器考證 十四

和書門
二七九一〇號
八七函
一四架
二三冊
類

内閣文庫
和書類
二七九一〇號
千三冊
一五圖
一架

内閣文庫
番號 和 27910
冊數 23（16）
函號 154 5

国立公文書館
National Archives of Japan

武器考證巻十四

書目

文徳實録

永昌記

上堅抄

大橋歴代記

今川了俊道行振

下學集

新編鎌倉志

大日本帝國圖書之印

日本政府圖書

明治十三年購求

洞風抄
藻塩草
賴政家集
武家儀式
太閤記
親長記
範輔記
野府記別記
續江談抄十四

槐林記
愚昧記
兼實公記
園槐記
江談抄
本間流聞書
秀鄉草子
弓馬故實
園太暦

奉公覺悟記
犬追物方聞書
淡量物

文德實録抜書　都良香撰　或昭宣公撰

善射藝

巻一　嘉祥三年四月己酉　親王（葛井）頗善射藝

有外家大納言（坂上田村麻呂）之遺風等

射禮

同上　嵯峨天皇御豊樂院以觀射禮

畢後勅諸親王及群臣各以次射○巻四

仁壽二年二月戊辰朔甲申　幸豊樂院以觀射禮○右ノ外觀射礼事多見ゝタリ今畧之

武藝　騎射

巻二　嘉祥三年八月己酉　右兵衛督

正四位下坂上大宿祢清野卒清野大納

言正二位田村麿第四子也少慣家風武藝絶倫嵯峨天皇在東宮時年十八爲春宮少進是時天皇御武德殿特簡天下騎射拔群之士廿人覧其才品爰清野以春宮少進獨參其選又(命)步射士佐味香飾麿飯高常比麿清野等三人競射清野爲三人之先鳴也

步射

右二見タリ

細馬

同(巻三)巻(三)仁壽元年九月庚午朔庚申遣使者向伊勢太神宮奉細馬八疋以充神御宝幣具至

青馬

巻四仁壽二年二月戊辰朔戊戌幸豊樂院以覧青馬助陽氣也

賭射

同巻仁壽二年十二(正)月戊辰朔戊(乙)戌(酉)幸豊樂院觀諸衞府賭射公家以白布賜勝者其多筭者得布亦多先王舊式也

騎射走馬

同巻同年五月丁卯朔辛未天皇不御武德殿依停騎射走馬之觀也○巻五同三年五月甲子停騎射走馬之觀以灾疫也

引強弓

同巻同年八月己未朔壬午散位百濟朝臣河成卒河成本姓余後改百濟長於武猛能引強弓大同三年爲左近衞以善圖畫

角走

巻九天安元年三月戊戌朔丁卯有勅遣使神泉苑馬埸角御馬之走足各十疋○巻十天安二年五月甲午朔戊辰有勅公卿於武德殿馬埸令角走左右馬寮馬各十疋令左右近衞各十六人左右兵衞各三人春宮坊帶刀舍人三人而騎射○角走ハ競馬歟アラソヒハスルト讀之

騎射

右ニ見タリ

白羽矢

永昌記附録抜書

永昌記一名宰記

参議為隆記

利雁矢　狩胡籙　鹿皮行縢

治羕四年十一月廿四日壬申陰時不定卯剋参宇治御
所此間人々参集辰剋有出御無及開為
頓宮之故也時不仰渡之由皇居御同輿供
奉公卿左大将實定別當時忠帯白羽矢差利雁矢非楚忽ノ事不書也史長一人不帯之右宰相中将實守藤宰相定能
近衛左少将有房實教負狩胡籙差利雁矢出御之後参會

清経胡籙同実教公守等朝臣之外文武百僚
如不供奉但曹之士如雲相列予候其後
中宮権大進光綱蔵人源兼時同候之左右
大将宗盛着麹塵直衣塵皮行騰具數千随兵御後手一
町許為後陣

上堅抄拔書　上尓豊前守堅家記

鞆巻	鬘搭	下緒

色装束之次第○是ハ東山殿大将御拝賀之時大名の
沙汰候ノ装束ニ事を書するの条なり
刀ハさ巻にて兎ぬきなり
かい立鹿しぜう　さけ緒ハ三寸兌皮なり○惣て
云色装束ハ装束也と云事なり頼もし

葛切付

同条　切付ハ源氏ハ我家の紋をつけ候て
てあり付ハ親之文を中るしまれもりくなり

織歟	袋歟	坂東歟	中総

同条　鞦ハ中総なり
又云ありがいしなり総也しを袋なりかいしも云之坂東なり

かれ也と云之

黒作太刀

同条　太刀ハ黒塗なり金子ハあらく祐但
ぬり金子も不塗あると云ハ美ハ鮫革之柄ハ
押しを鮫んまりにしておるなり中間馬の左手
おなり金子ハなくこまかにもすなり

ひゞく

ひゞくと云ハ丸指かせよりもちいさく
的をも同丸物のやうにて射る事あり
是ハ寸法定ましは纏の付めハ上て此二つる
延し付れよりやまとあらを付てよまへ下しまけ

座しよき、つるをはなしよくてぬりかくるなり矢にて
あてりてより串の内のりをたれくまをふ事ゆへ
我をまへをはすきゝをるかしくて又射る之二の的く也と
をれ矢なるをは故之先をは中古の人か作出し
多く[illegible]なり射中てなるをは丸物わかし的の寸法
的より其法、式ありてしれ但いつもあり右に上下
六寸よりのまゝのなり的をは婦りくは同しくに然後し
○貞丈云近世賦乙也書く婦りくの字を用ひ然二
字一向に[illegible]之用ひ座しし

紙捻烏帽子掛	小結	鞦巻刀	引目下緒

色装次第

一弓射中間弐人くゝり之、まへ紋なし大口を不
着、此九人の役者はこりてなしゝめをし[illegible]
[illegible]紙よりはさや[illegible]かなかは
何まくもあまへ一寸まきあけをは[illegible]なり

小結	一寸班調度掛	烏帽子掛

大くゝりの時も

烏帽子こゝろえある座しかけをき座し
又云一寸まきあけの調度かけの時は[illegible]こゝろえ
あるへしとはこゝいひ調度然に用ゆる[illegible]
又云くゝりの時も同前[illegible]小二也云あるへし

潤度然るに常の名はしらずとせし政處し○丈貞
云てう振らけれとも名はしらけれとも云因事とうちとい白黒
うれ是を染ける云て是を云ふ者の名はしらけれとも
一すきさしみて抄記寄せの名はしかけるり

大橋歴代記 浪合記之異本也桃井彌太郎義繁傳五拾巻之内トアリ永亨二年記ス

笠印 鎌倉滅亡ノ後新田殿尋ラル今度合戦ニ味方ニ見ナレヌ笠印アル下義助殿ニ問タル傍折敷ニ一番ノ文字ハ下野ノ桃井ト一黨山川大橋等也上野ノ桃井ニ紛レ候ニ依テ翁ノ紋ヲ用ス候山川ハ久下ノ一族ナリ立五引領ハ足利治部大輔高氏ノ三男千壽王殿

也ト曰後ニ于壽王殿ヲ義詮ト申ナリ

赤銅扇

同十四年（正平十四年也）新田太郎左衛門尉恭氏西上野碓氷ニ潜ル同正月百余騎ニテ武蔵国ヘ出張ス新田ノ一族同志ノ兵都合四百余騎三好野ニ陣ス宗絅（桃井右京亮）天神ニ詣テ祷ケルハ令度ノ戦ニ利ヲ得セ給ト持タル赤銅ノ扇ヲ内陣ニ納ル○（按赤銅扇ト云ハ扇ノホ子ヲ赤銅ニテ造タルヲ云カ）

勝旗

大橋是ノ宮ヲ再興ス永正十年八月也此殿ニテ四家七名字ノ者降名野々村宇佐美開田等式例（本ノマヽ）ヲ末代ヘテノ上中下座ヲ定ム四家七名宇野々村宇佐美開田宇津宮此中十五人此殿ニ出テ軍陣ヲ祭出陣ノトキ勝旗ヲ建ル

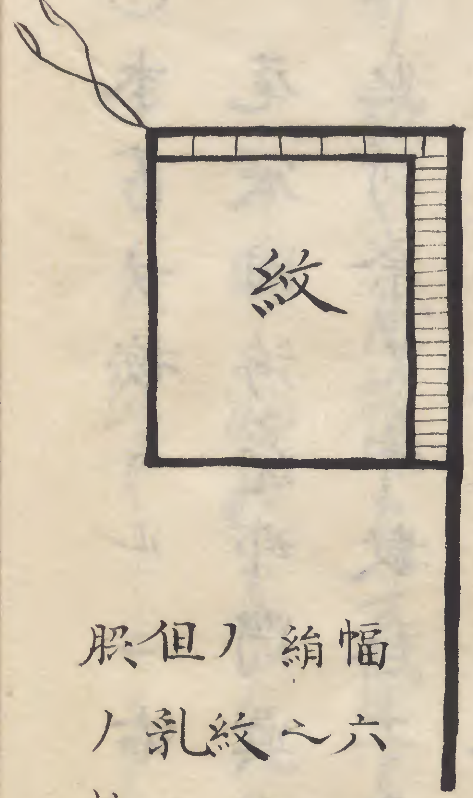

幅六尺四方之地ハ練絹之四方ノ真中ニ家ノ紋ヲ付ル上乳七ツ但乳ノ幅ヲ廣スル也股ノ乳二十七之

○本書ヲ按スルニ右ニ是ノ宮ト云ハ
尾張國海邊郡門眞庄津嶋天皇ノ祠
也所祭ノ神數社アリ四家トハ大橋
岡本山川恒川也又七名字トハ堀田
平野服部鈴木眞野光賀河村也是ヲ
七名字ト云四家七名字合テ十一黨
ト云南朝宮方ノ忠臣也

介川了俊道行婦女抜書　桃葉道之記也

上矢　梓弓

きびの中山をも備中と備後とのさかひ也
れいの関の中なれば也し笠川と云所
しよりはやまのほどけしきなつかしくいちしるきの
事をばかりしるしおかしこの所社より上
矢一ツ放ちて也それより流るる川瀬を山ありて
ありけれは一面の葦原也と云里也すり也
もの婦人まで紀名なとに梓弓
矢落下一ありけれはまた見るものの悔しき

丸木弓 弓取

世俗に黒木の丸木にて弓也けりと
すへてまろきをも力しとあるまで

○貞丈按此弓製を詳に釈すれは黒木は木を
云是は黒弓は木を云なる倭しかるこの
木にて弓材の究上なりし也黒弓は木を名
付るゝ之さまにて丸木也いふ名は御田さ
の木を揃て云倭し並ある木をさらに
削りて法りあるまゝを世俗りしるまま

を弓く削りて法りくれは能よく力ありて
もしれよき事をも見るなりされは云弓の
御事を申させ也云と申也みな云木にて作
まする故の御事にあれは黒弓と作る御紀木
なれは也之申也とみ木しかづけゝる之木を
以て弓作るなづけしるおとあれは弓を
も作りて木にて名つくあるく真弓也とは
正真の弓をさして事なり故也とは木にて
弓材の究上とするなり丸木弓作

作る古代の制之

下學集抜書

文安元年東麓破衲著

指懸　決拾　韘

指懸決拾韘三字義同

幢幡

幢幡二字義同洺場用之戰場用旗旗也幡與播同字也幢與播同

旌旗

旗旌二字義同

緹

緹作母衣言孩兒在母胎時頭戴胞衣以防諸毒也今武士臨戰場時載緹以向敵蓋喻胞衣防毒也母胎與戰場死生二之時也

鎧甲 鎧甲二字義同然日本俗呼甲爲冑讀大誤歟

札 札鎧鉄也

鍪 兜 冑 鍪兜冑三字義同

腹當 腹當

筒丸 筒丸日本俗所言也但筒或作同大誤也是以人身喩竹筒也同字無体今用之事何哉云云 ○ 貞丈云人身ヲ竹筒ニ喩ルトハ非之筒丸ノ形ヲ竹筒ニ喩ル之

腹巻（ハラマキ）

胸板（ムナイタ）

総角（アケマキ）

腸楯 昔神功皇后異國對治之時適當懐妊玉躰甚大鎧鬪不及其腸昴以楯隠腸矣從是日本武士例而以爲腸楯也 貞丈云此説非之日本紀等ニ其事見ヘス

草摺（クサズリ）

籠手（コテ）

上帯（ウハヲビ）

鉢巻（ハチマキ）

太刀（タチ）

長刀（ナギナタ）

鑓（ヤリ） 和字歟

鞘（サヤ） 刀子家也

鐔鍔（ツバ） 二字義同

釵（ケン）　日本俗作釵大誤欲釼字也

御多羅枝（ヲンタラシ）　最初截多羅樹枝以作弓故云尓也○貞丈云此説非ナリ御執ト書テオンタラシトヨムナリ

重藤（シケトウ）　重或作滋

弭（ハズ）　弓本弭末弭也

弦（ツル）

雁股（カリマタ）

征矢（ソヤ）

鏑（カブラヤ）

蟇目（ヒキメ）　蟇或作引

箙（エビラ）

空穂（ウツホ）

尻籠（シコ）

的（マト）

鞍（クラ）

金伏輪（キンフクリン）　伏或作覆

鐙（アブミ）

総鞦（フサシリカイ）

泥障（アヲリ）

轡（クツワ）

鞭（ムチ）

箠（ムチ）

手縄（タナワ）

腹帯（ハラヲビ）

手綱（タツナ）

差縄（サシナワ）

火威（ヒヲトシ）　鎧色謂之火威也

糟毛（カスケ）

河原毛（カハラケ）

鹿毛（カケ）

鴾毛（ツキケ）

連銭葦毛（レンセンアシケ）

宿鴾毛（サヒツキケ）

雪踏（ヨツシロ）

栗毛（クリケ）

雲雀毛（ヒハリケ）

鷚毛（ヒハリケ）

落星

馬（ホシマタラ）

駮（フチ）

班（マタラ）

貞丈曰駮ハ駁ノ誤ナリ班ハ斑ノ誤

誤之下タラノ字ハ
班ニ以レ文ナリ

笠懸（カサカケ） 最初懸笠射之後用皮的也

犬追物（イヌオフモノ） 昔西域有班足王其夫人愚虐過人勧王取千人之首其後出生支那國為周幽王后其名曰褒姒滅國惑人奴後出生于日本近衛院御宇号玉藻前傷人無極後化成白狐害人惟多時俗欲驅之先追走犬以試其射騎白狐知之化而成石飛禽走獸當其殺氣者莫不立斃故謂之殺生石于今在下野國那須野原也犬追者（物カ）始于茲矣但聽古老之口号雖不知本說且載之而已 ○貞丈云右狐狩ヨリ犬追物始ルト云ヿ妄說也用ユヘカラス

撿見（ケンミ） 犬追物時在之

健兒所 健兒所 中間之所居也

新編鎌倉志抜書　水戸侯儒臣河井恒久述
貞亨元年成

刀　荏柄天神々宝刀壹腰正宗作ト云無銘長一尺三寸五分廣サ三寸五分今ノ世ニ小刀ト云製也指表ニ梅東ニ天蓋不動ノ梵字倶利伽羅ヲ彫ル大進坊ガ彫物也鞘ハ黒塗也梅ノ蒔繪アリ

○貞丈云今世ノ小刀ノ製ハ古ノ打刀ナリツバ刀トモ云シナリ

笄　右同神宝笄壹本後藤祐乗彫物梅也長サ九寸五分

鈒　辻薬師寺ノ宝鈒壹口長サ三尺八カリ無銘大進坊カ作ト云

平家赤旗　補陀落寺ノ寺宝平家赤旗壹流幅二布長サ三尺五分アリ九萬八千軍神ト書附テアリ

真羽矢　鶴岡八幡宮神宝真羽矢十五本篦ハ黒シ鏃ハ皆真鍮ナリ其中三

如此ノ鏃アリ長サ三寸二分又

如此ノ鏃アリ長サ一寸一分常ニ異

也○貞丈按此矢征戦ニ用ヒシモノニハアラス公家ノ随身ノ胡籙ニ盛ル矢ナルヘシ

衛府太刀

右同神宝衛府太刀壹振長二尺余無銘鞘ハ利[梨]地ナリ

兵庫鎖太刀

右同神宝兵庫鎖太刀貳振共ニ二尺余無銘兵庫鎖トハ云ヘ圧古法トハ異也○貞丈云右兵庫鎖ノ太刀ノ図写シ置タリ水戸家ニ兵庫鎖ノ太刀アリ軍器考図式ニ載タリ其図ヲ見レハ兵庫鎖ニハアラス怒物作リノ太刀之彼家ニテハ怒物作ヲ兵庫鎖ト称シ傳ヘシユヘカノ神宝兵庫鎖ヲ見テ水戸家ノ物ト同シカラサルユヘ故法トハ異ナリト云ルナルヘシイカモノ作ト兵庫鎖トハモトヨリ其制別之怒物作ヲ兵庫鎖ト思ヘル誤ヨリシテ神宝ノ古制ヲ却テ古法トハ異ナリト記セルナルヘシ

古法トハ水戸家ノ怒物作ヲ本トシテイヘルナルヘシ

軍配團

江嶋ノ宝物太田道灌軍配團壹枚練物黒塗ナリ

首化粧

假粧坂ハ扇ケ谷ヨリ西方ヘ行ク坂也往還ノ道也相傳フ昔平家ノ大将ノ首化粧シテ實検シタル地ナリ故ニ名ヅク

洞風抄抜書

鷹の故実書也記者未詳文明四年壬辰正月所記也書中に祖父卿中さましし也公諸あまたこれを公家の人の所記なるべし

座居

向白拂（ハイハラヒ）とは河の向にてはなれ人答小鷹をつかひ人座（ザ）居させさせてかゝへまゝにて持之同座居させて河を人若くも鷹をまつ川のむかふ木も竹もなき広き野にて鶉を出さするなり也てすれ時白拂して鶉をはしらせむかしがる時はやくこし見しさいをはあがれ時二度してにてもよしとは申し度し志あり

無きは後を白拂といふ物なれども二婦し一へあげれ
是を座麾といふ古は白拂を座麾拂といふ○
貞丈按座麾は麾を拳の上にて廻し振し
もふると云之甲州（近来軍陣にて兵士）武田家にて軍兵を使ふにも
いひ用る事にて此麾の座麾より出て後他
に始りたるざいはいを用いたり其形も麾に
座麾をおし白拂の形に似たるさいはいを
云も座麾拂の略語なるべし軍のざいはいを武
田家より始るとし之後世はおし並て用ゆ

謙信

謙信はざいはいを不用して青竹の杖をもちて指
揮せしとぞ是は河中島合戦の辯論にも見へたり

藻塩草抜書　連歌師宗祇御作

移鞍　和鞍

いろ〳〵し鞍蒔絵之にいろ〳〵しきは
鞍の名なり俗さしあるき中比より鞍といふは婦
などのせけるなり　源氏　○貞丈諸鞍日記也梅
すゑたる時し鞍也云ハ唯鞍橋のみけれなき
あらし地鞍の飾の名なり諸鞍日記と見へし
細をし移鞍也云飾とまる時しき鞍橋と
覆輪折付たる鞍を用るなり

柏鞘

柏鞘とは柄とて鞘のいる之太刀鞘とは
両方に刃のあるなり鞘に似たり流したるを
あつて見さしくせしまれ鞘のいる之

太刀鞘

太刀に見えたり

ヒシリ刀

云たりけしる

頼政家集抜書　源三位頼政歌集也

恋部　心より外に中絶ける女を許

伏竹弓

つかはしける

おもひやす人にひかれしふせ竹の
一よも君にはなるる庵しなきハ

○此ふせ竹の弓夫木抄にも見えたり

武家儀式抜書　室町将軍家引付 記者未詳

鎧威毛色品

康正二年七月二十六日

御拝賀御時侍所随兵馬打次第　慈照院義政御

代　中間緋直垂着六人二行先行佐々木

中務少輔　萌黄糸馬鴾毛鎧　太刀持　素袍着直垂緒掲緋　中

間甲持腹巻袖取同張易持同撥副多賀

豊後守　跡少々有之　一番多賀四郎右衛門尉

具足萌黄糸片赤馬栗毛　中間甲持腹巻袖取同張易

持同太刀持　着素袍直垂緒掲緋　撥副五人二番藤

△脱文具足黒革片浅黄糸白糸馬栗毛
多賀次郎左エ門尉代五番母里左京亮

堂九郎左衛門尉〔具足黒革片 馬黒糟毛〕行列同前三
番下河原周防守〔具足黒糸片 唐紅馬黒〕同前四番
多賀彦左衛門尉△〔具足浅黄糸 片紅馬黒〕安盛信濃
守代六番松田帯刀〔具足黒革片 白糸馬栗毛〕隠岐代
七番多胡宗次郎〔具足黒革片 白糸馬栗毛〕垣見代八
番赤田信濃守〔具足黒革片 白糸馬鹿毛〕九番松田兵
庫助〔具足黒革片 白糸馬栗毛〕市村代
十一番西部八郎〔具足黒革片 白糸馬鹿毛〕十二番匠
田掃部助〔具足浅黄 糸馬鹿毛〕十三番赤尾肥前守

脱文△具足黒革片白糸馬河原毛
十六番赤穴周防守

〔具足浅黄 糸馬鹿毛〕十四番高宮小次郎〔具足浅黄 糸馬鹿毛〕
十五番左京亮△〔具足黒革片白 糸馬栗粕毛〕佐渡代十
七番鹿目式部丞〔具足浅黄糸 片赤馬栗毛〕慶増代十
八番小足掃部助〔具足洗 革馬黒〕十九番松田勘
解由左衛門尉〔具足黒革片浅 黄糸馬栗毛〕多賀新左
衛門代二十番土橋修理亮〔具足黒革片 唐紅馬鴾毛〕
廿一番佐方九郎〔具足洗革片赤 糸馬黒鹿毛〕箕浦代
廿二番多賀民部丞〔具足黒糸片白糸 馬鹿毛粕毛駮〕廿
三番河瀬彦四郎〔具足黒革片 白糸馬鴾毛〕廿四番南

宮藏人具足黒韋片茜糸馬鹿毛廿五番二階堂備中守具足紫糸馬栗毛廿六番杦江帯刀具足黒韋片白糸馬鹿毛四邊代廿七番山田彦左衛門尉具足黒韋中白糸馬黒一圓代村井信濃守具足黒韋片白糸馬鹿毛

○貞丈按右ニ具足黒韋片白糸ナト、見タルハ胴袖草摺等半分ハ黒韋半分ハ白糸ニテ色ヲ易ヘテ威シタルヲ云即數目ノ鎧也或具足黒韋中白糸ト云モ准シ知ヘシ具足トハ鎧ノ事之具足トハスベテノ道具ノ事之鎧ハ軍陣ニ用ル道具ナル故武家ニテハ具足トモ物ノ具ト云也公家ニテハ装束ノ事ヲ物具ト云

太閤記抜書　小瀬甫庵作

赤地錦直垂

[巻十 天正十五年] 九州御出 勢之事 秀吉公三月朔日洛陽
を立たまふ其日の装束ハ緋威の鎧
猩々緋なる甲を桜をかしあけ此の錦の直
垂をまいらせ給ふ中にも生立の人ハ供奉の人々
老たるも悦ひ泣出し言語を絶しけり
○貞大掾秀吉の護衛を見まいらせしかれとも
是を見かしめさるまいらせし事ハいまたえ
知る所し秀吉の時まてハ桜甲冑のかりそめ

得しきものを取りまいらせし事古の文をも知下し
ぬかしるしてまのまへりしハ秀吉ならしも桜
後の事也しをえぬまゝ（近秀秀吉の代の軍記多しハ鎧直垂并引尺之も／ものまでは小磨れしを九州征伐の時朝兵ありし／此の程又磨れしかりぬ）

長巻

[巻八] 長巻五十人 [以下小注] 長さもと三尺余あ
り刀をさんおしふ柄ニ尺余[よ]して歩行
立の士手にもちし由信長[公]すきさ
なしに百人は先に立ちしを今世にもあれ
なり

[佐々内蔵助成政肥後國中一揆ト合戦ノトキ成政ノ兵ナリ天正十五年八月ノ(二)]

實名高頼

親長記抜書　甘露寺親長卿記

鎧直垂

長亨元年九月十二日朝間陰巳刻斗晴今日征夷大将軍従一位行権大納言源朝臣義尚進發江州佐々木六角（實名可尋）御退治云云應仁一乱之後諸國寺社所領各押領及度々雖有家武下知不及承引于今延引無盡期及此儀云云但諸大名一向不参冨樫介一人打前陣細川右馬助供奉也此外自一番衆至五

番衆参仕之外無人入夜畠山尾張守進發云云擢大納言殿金襴鎧直垂重藤弓令負胡簶馬河原毛懸総軍兵圍前後言語道断見物也武家輩數多人數不知巨細之間不注載公家之輩藤中納言入道常祐俗名永継鎧直垂カチニ無地馬上政資朝臣鶴丸縫物鎧直垂梨子打烏帽子諸大夫二人各着鎧直垂永康朝臣龍膽丸縫物鎧直垂守光日野別流廣橋縫物鎧直垂冬光烏丸同各召具軍兵馬上軍兵多少依其分限仍巨細不注也此外善法寺享清法印北野松梅院各直綴

重藤弓
胡簶
総鞦 右ニ見タリ

梨子打烏帽子 右ニ見タリ

兵部卿範輔卿記抜書

鎧直垂　次第十四日直垂元武士之服之也為ニ直仕聴一之文門之直衣相同也宣旨部類記天慶度平貞盛聴レ着ニ直垂一云云

○貞丈按文門とは武門に對して云する詞也貞盛か直垂の事野府記別紀にも見えたり直垂を着る事を聴されしとは直垂は朝服にあらさるゆへ是を着て參内する事はならさりしを許さる法也抑るを直垂を着て參内する事を許されし事と云なる歟しかれはこそ文門の直衣相同しと云へり直衣を着て參内する事は格也雑袍を聴るゝとて御免を蒙りて始直衣を着て參内するなり直垂を着るもりしも是と同し事也

野府記別記抜書

鎧直垂 寛和元年十一月三日召覧彼祖父貞盛朝臣之直垂（萌黄）為甲介衷悉損云々

○貞丈按天慶之度ニ貞盛直垂ヲ着ル事ヲ聴サルト範輔卿ノ記ニ見タリ甲介ノ為ニ衷悉ク損スト云ヲ以テ考レハ上古ハ直垂ヲ甲介ノ上ニ着タルト見タリ甲介ノ上ニ着シテハ便利ナラサルガ故ニ後ニハ甲介ノ下ニ着スル事ニナリシナルヘシ又按衷悉ク損トアレハ是衷ホノ直垂ナリ

續江談抄抜書

鎧直垂

貞信公記天慶度云征東大将軍参議右衛門督藤原朝臣忠文赴東軍予使時名贈金銭百文及精好綾二端畢件綾着甲介表之料也色以紅梅一緑一云云

貞信公は御餞のことまでにて紅のうすきにことく（右馬ノ督）なれはこそあはれなるをも下されまゐりけれ

○忠文桜野府生の別記なんとこそ貞盛の直垂は甲介のことくに裏表し候しとあり文世忠文に縫はりしは綾は甲介は表に見ゆる料にせり是も此に考ふるに上古直垂を甲介の上にて着しける事は淵明なる物に先便利なりけるなれ後世鎧の下に着する事になりしかとも亦し後三年合戦の絵などには鎧の下に着しける様に画けり鎧の下に見えす故事もなかりしなるへし

槐林記抜書　　後徳大寺實定公記

鎧直垂　承安元四月二日晴武官陣衣之事直衣（垂イ）以蜀江爲勅免餘在於闕外之權

○貞丈按此時鎧直垂ノ制度ヲ始テ立ラレシト見ユ蜀江ノ錦ノ直垂ハ勅免ニアラズシテハ着スルヿヲ得サル之餘在於闕外之權トハ闕外トハ京都ノ外軍中ヲ指シテ云之餘ト云ハ蜀江ノ錦ニアラサル東京（錦）和錦ノ類ヲ云蜀江ニアラサル錦ノ直垂ハ勅免ニ及ハス軍中ニテ大將軍ノ心ニマカセテ諸侍ニ聴ス叓ヲ云之宗盛公ノ齋藤別當眞盛ニ錦ノ直衣（垂）ヲユルサレシモ蜀江ニアラザル錦ノ直垂ヲユルサレシナルヘシ

愚昧記抜書　三條實房公作

鎧直垂

論装馬具部　宮の御よろひ直垂を勅として

もゝ（ふ）帯して〇蜀ヶ紅そめなかしけむすまた金

副編縣りたれたる装馬にてしものしはちり

うちか（せ）へ落さる路のすぎあやまちあらんず

る由すりこそけしき也云々也

○同記曰治承初度競馬模（ツ）陣戦被鎧直

垂一皆左源仲綱緋村濃鎧（）

直垂具足云云　中略　不古更難例

兼實公記抜書　九條殿記

鎧直垂

亮羽林（維盛）為前右兵衛佐頼朝黨

討手今日出都予立車於南街見物中略羽

林悍皇都不着甲（冑）緑深（鎧）駕肥馬皆紅蜀

江軍服會稽山之紅葉照戎歒者予次右

馬允

緑深鎧

右ニ見タリ萌黄威ヲ云ナル

園槐記抜書

鎧直垂　宮火威御物具蜀江直垂金龍推御兜花文御握弓猶天帝降魔御姿

○宮八大塔宮之

火威物具　金龍推兜　花文握弓　右ニ見タリ花文ト八綾ニテ握ヲ巻タル弓ナルヘシ古書ニ花（ケ）文（モン）綾（リヤウ）ト云名アリ

江談抄抜書

宝剱鞘付神璽管鑰　巻二。又談曰御剱鞘有五六寸許物巻付人不知何物。（事）貟仲卿自撰進之四巻云云故大納（資平）言教命云予昔三條院御宇時為殿上人参内自無名門主上御于殿上御倚子予謹跪候地上仰云可昇（昇）候小板敷者仰云御剱鞘有（有）被纏付物是何物哉汝有所聞乎者予奏云至愚之身難知如此事者又仰云猶可

御剱鞘巻付何物哉事

申者癸云不義嫌説但或人申云若是御
辛櫃鎰欤者天氣有感後日景理朝臣相
語云主上仰曰我問秘事衆人不知而資
仲之所申已尤相叶所感也昔抑鎰事右
相府仰也又在清慎公御口傳又江左亟
記云神璽筥鎰纏宝劔之組纏篭之由見
延喜御日記是秘事也非普通御説云云

壺切劔

巻三壺切者為張良劔事又破
命云壺切昔名將劔云云雄劔ト云ハ僻
事也云云資仲所説也○又曰壺切事劔
壺切但壺切焼亡欤末詳件劔累代東宮
渡物也而後三條院東宮之時二十三年
之間入道殿不令獻給云云其故藤氏腹
東宮之宝物ナレハ何此東宮可令得給
乎云云仍後三條院被仰之様壺切我以
無益也更々アシカラスト被仰ケリサ
テ遂ニ御即位後コソ被進ケル是皆古
今所傳談也云云

名馬名 巻三高名馬名等○赤六○穂坂○十七栗毛○意地○鳥子（鳥イ）○尾白○榛原○翡翠○若菜○別栗毛○御坂○近江栗毛○三日月○本白○和琴○宇都濱○穂○檀○糟毛（○後黒糟毛）○鳥形○（○花形見）兄○（○チミ野口）宮橋○前黒糟毛○望月○宮城○野里○尾花○日差○蝶額○大井子○白絃○夏引

聖徳太子劔銘 巻一聖徳太子御劔銘四字事丙毛槐林言（吉イ）切（也イ）槐林是切守屋太臣之頭也

○按軍器考ニ彼名（銘）篆書ニテ丙子椒林トアリ丙毛槐林ニハアラス丙子ハ劔ヲ造ル年ノ支幹ニテ椒林ハ鍛工ノ名ナルヘシト云ヘリ

本間流聞書抜書　此者未詳　古書也

【大鳥羽・真鳥羽】大鳥にて十四枚あるなりとも然る羽也とて上なり

【小鳥羽・カラワシ・黒ツ羽】今小鳥羽にして十二あるなりとかやうにしてきなり又云かやうにしのぶろ竹を思ひ羽といふなり

【クミノ羽】角鷹のすぢつきやくし羽也と云なり ○ 真く[illegible]ても尾の一上よりきるなり 尾之[illegible]

外の羽ハ雑羽といひて[illegible]深羽ハのとり

【雑羽】鵰鷹鷲の羽也とも[illegible]とよきものなり

【ヒシヤノ花】角鷹の羽をハきまきてはきろくのふり

くちきりに出来申し是を云ふ申く花をいふなり ○ 貞丈云[illegible]申しまかいふを二なの[illegible]なりひさこのまかをぬきものなり[illegible]ごをあふり[illegible]の事なり

【蝿頭】まくろきものにして羽也りしるし 蝿頭といふなり ○ [illegible]羽にし角鷹の羽の元也なり

【碁石】碁石のちとある事ハ小羽をりしるし 碁石と云なり ○ 是をまく角鷹の羽とりやうせりふ

【生筈・逆筈・箙筈】生筈 逆筈ヨ筈して三のつる[illegible]あり 生筈と云竹の[illegible]する[illegible]

ウラヲ上へなして流ぐなり胴中に帰しなく
ハ生絹にて廻し逆筈とりて竹の本を上
にして胴中に帰し前に逆筈にて廻し
ヨ筈とも云又つるさすの木ぼこの事征矢も
用ゆ

ミキリハキ

左取りも取りし云ても胴より五寸
ニ下の中程より上にて左取るは左(さい)とりの
前とり押なるにしと違へて押て古あるも
見えたり

ミキリハキノコ近世偽説アリ本間流ノ説ヲ古義トス秀ツ草子ニ合タリ

アバラハキ

あばらもとりやりて左右にしきし式
の如くかぶせて巻くその下一寸ばかしてか胴を擁
長なりにあまり小中にし之

アハセハキ

はなをも取りにも左(さい)にかりかをすぐ
ありとも取りて云ても手しけ内胴を矢
一ツも胴をさらしてさらしさを合せてし
なり

弓木目

弓材にし松目あさげり目小萩目
やそて三ありいつもよ取中にしあさうら免上

本有リ ○ 本の字ハ不の字なるへし

イキナヒ

弓はそりあまりて上に一尺二三寸あまり
上の弭をいはんかたなくそり返すを云之 秘事なり 又云 弓
杖にて 暑中 左の手にてそり返すをいふなり あつち
のうへにも一枚ありて重ねて遠矢をする的
有へし

シヤクトウ作ノ弓

十帯して作りの弓といふは
一尺ほとの反をかけて弦を大藤にてつくり
とやうの弦は藤をもつてまきたる也 一

尺ほと重く有べきなり 矢すくりは常のこ
しらへ有べし

コリハギ

こりはぎといふは きすの内明をか
すけてなすべし

挟物

挟物は遠さ七杖ほとにて弓の半分
て立べし 其物は何にても 其長さ一尺ほど
切りて切目の方を板のことくにして地の上に
すへ立べし 串の挟木は板の中程を
あてかふて挟むべし 挟物は竹にて的の十

六よりて其の一之高さ矢的を一尺八寸
あり夾物のくしちき二尺三寸あり

補 艄箭 船のかぶらといふくりもり艄箭
ご書て目ならしふらうかふ之 出四十五章

秀郷草子抜書　秀郷出処事 井露寺定成筆記

ミキリ羽　秀郷人間をこして帰らむ事を願ふ
龍女百年後老の勢りるがしくおもえいりや
ゆかしも龍女ちからを及しも返して極くの引
出物として御しりるその中につ纪證一ッ
ありぬまさ俵あり入ぶの米をきまつこず
秀郷を俵藤太と名付たる世に有る
又鍜あり提も柄も一つ作り流けるが食作く
石つぶ如意宝珠をうけしつてまちくの未

傳へ侍りしつかさの社の神宝にもあり名高かりける
弓箭鞍なとありしに其中の鞍を室丸(ムロマロ)平石(ヒライシ)と
て其形は鞍の様に作るなる(る)は彼鞍なとも箭
もまた同し羽にしてまた羽なとは白羽連
羽もてまたまなきを継るとも中に綴りし文
硯一面あり水入而して竹一本せりてありけ
るは此露といへり。硯の蓋にもまたさるふるき事
なし 那露といへる硯これの竹の生大將家
まきて用ゐる彼社頭にはまゐる侍りける

○シキリ羽トハ白ト黒トヲツキテミ
ルキリメヲ立テハグヽ白羽ニ黒文ア
ルガコトクツキ合
スルヲ云ナリ

室丸鞍　平石鞍

本ニ見へたり

[延文四年十二月十九日将軍〈義詮〉為南方戦伐可発向云々自内裏被遣御旗并御馬頭左中弁忠光朝臣為勅使向彼亭云々 二十日聞今暁寅剋出門将軍帯甲冑弓箭]

園大暦抜書

中園内大臣公方公之記

褐冑直垂　小具足　延文四年十一月
六日畠山今日申剋計入洛直向将軍亭
謁之即帰宅其勢此間漸々入洛今躰不
及多勢褐冑〈カチノヨロヒ〉直垂不及小具足於将軍亭
勧一献云々

[冑當作甲国俗誤以甲為冑]

村瀬藤梓弓　延慶二年六月十四日左
兵衛佐卜部兼好勤番日之由自滝口之
戸以内竪奏之退公之刻及日暮而萩戸
之隅怪鳥二羽居庭上兼〔吉田〕好朝臣自取胡
籙之矢持村瀬藤梓弓而発〔射落〕怪鳥不誤落
庭上一羽者似鴨而足有黒毛一羽者似
鴈而其身赤醫儒之二道不辨其名有暫
時化両狐去兼好朝臣之功堂上堂下感
之

如法餝劔　足　石衛　責　伏輪　康
永三年正月朔記曰嘉禄三年正月一日
宮槐記云〈餝劔〉藍滑装束青滑卜書タルハ

藍滑ノ事也如法餝劔ハ用赤滑不然之
餝劔ハ用青滑常事也然不法之餝劔皆
用滑尋常餝劔之内ニ如法餝劔トテ装
束ノ所違タル所石衛ノ所長シテ是如
法ノ餝劔ト強ニ非ニ異様ノ物只常之劔之
内ニ装束所如法餝之玉居ナドミタル
也其外蒔繪螺鈿伏輪延來見之云云

三峯切付

三峯ノ切付トイフハ例ノ
大滑無子細欤

赤地錦鎧直垂　褐鎧直垂

觀應元年
七月二十五日美濃尾張凶徒以外之間
武士多令差使中畧義詮朝臣赤地錦鎧直
垂不帯甲冑師直褐鎧直垂不帯弓箭其
勢一二百騎欤昨今連々上洛云云

小具足　旗差

觀應元年十月十六日
傳聞九州蜂起中畧二十八日傳聞今曉卯
剋将軍進發主人小具足帯弓箭武藏守
師直以下帯甲冑相從其勢四五百騎云云

正平七年二月廿六日聞今上皇帝（上後村上）今出穴太（此間改名賀名生）宸居今赴二住吉一給但暫可レ御二東條一城楠左衛門尉正式（正儀ナリ）聴二其撹一供奉人各戎衣體但用二總鞦一實世卿有二示旨一之間馬一疋總鞦蒔繪鞍等傳借遣了

[總鞦][蒔繪鞍]

右二見エタリ

正平七年五月十九日公泰卿状到來右大将公子實清卿不慮落来公冬卿當二流矢一無二殊事一其外四條（隆資）一品外更無二失命之人一云々

師直旗差𦾔（其）於二東寺南門前一落馬損レ手仍於二此所一差二替其仁一

首實撿

文和四年（南朝正平十年）二月八日江州主上臨幸山門（中略）三月十二日煙火頗以充レ天（中略）十三日聞東寺軍旅悉没落云云（中略）昨日分取首實撿頗及二百許一（将軍即入東寺撿知且）

褐鎧直垂

正平七年五月十七日南都飛脚到來臨幸式委申之主上（後村上）覺數御事褐鎧直垂被レ混二軍士一但聊分別申篇者御鞦前輪程新葛苫一被レ附レ之附レ緒若是神器類乎云々

太平記印本云主上ハ軍勢ニ紛レサセ給ハンタメニ山本判官カ進ラセタリケル黄糸ノ鎧ヲメシテ栗毛ナル馬ニメサレ　今川家本作紫糸一

弓馬故實摂書　伊勢六郎左衛門尉平貞順之記　天文永禄頃人

村削弓

村削の弓と云事也とて籐を塗りて末は太さにて候はし口傳二有之弓にしむき何も秘事なるべし

重籐弓

重籐の弓と云事は籐を弓にしげくまきたるを申也しげき籐の長さ一寸ばかり間を見はからひてすき十五の籐をまきしつらをしたるもの也口傳有之

本重藤

弓の取の下に重藤して握より
上に二所籐をするなり此事本重藤と云
なり是も人々によりて替りて斟酌するなり
あまねく人もしらぬなり秘事なり口伝

弓一力二力

弓に一力二力と云事是も
さしていはれなし記にも見えず但さしていはゞ
さしていふ程の事に一力二力といふ候さもいふも有由
事に一力二力と云は弓を削る時本を
竹の本を削りくずして内へ擲りて一はい

方を一力とはいふ二方を二力とは云也より
内より張かへの事つよくもよわくもよく
も握らず結候によりて内へ一はいに方を入
なり是れ一ちからよはくなり二ちからよはい
くみの重云之

二人張三人張

二人張三人張と云事は有
唐にも弓人張あり人張本出にて云事ハ古實記
なりこの外にも弓一張に左右に大将を
見つくましき也掛之一人にて張かけ不叶弓

ぞおす也二人渡之中さく叢木なるゝの根はく
すりかくれとも又松刊の事也

ウツホニ掛ル皮　**細ウツホ**

うつほにかくる皮の事虎皮ハ平人許敷すへし豹さし猪熊
又ハ熊猪かふあさうしるさの中ニある
まれもよし又さしまり毛皮にかすへし
方也或ハ表には裏には也とぬりても不
苦すさ然也毛皮にてもよし大略うつか
ハ先也猪皮にてもやしく表毛皮なとにもあるまし

騎馬之　細ウツホ
うつほの事騎馬うつほと云さる事なりしうつほそうつほと云うよき事なり

側白木弓

又ハ白木にと云て竹を添ても
又黒ぬりしもぬりて木を白くして塗と云なり
是も的弓にうつか射供なる也の時にも用
ある事也
ね無弓也

弓袋

常の錦の時にも用けるもいまた
弓袋と云無し尾袋さあし限りしる事
なり

矢箙（シルシ）

矢印の事用件は三ヶ所に書なり
是ハ平人も也氏家無し本川也なり

飾の進上書ハ貴賤によりて賤ハ
あけ物の品をも書なりさりの物し
すけ物の進上書附ハ其品の書を
又一方に書之上書ハ其書の
なり當世ハ國許主ノ名字官名の内ニ
誰にても申し本式にはならぬ也

ウツホノ身

うつほの事と云ハ征矢なり
但征矢の時ハわつさりの物にも持へし
つかの前物の時ハまけ物にも持る也書之

依て略義にハ物にさぬるふうのまゝ
附ハすけ物にさぬる征矢の時ハわけまりの
物に手を出ぬる事もあり是ハ一段の略儀
なり○此条ニ征矢ト云ハヨヒ征矢之
箙ニサス征矢ノ事ヲ云之身ハ
實ナリ

承鐙肉（サウトウノシヽ）

鐙ふむ所のこぢりをこじりとも古さきとも云腰帯（ハルビ）の
あひだ 紲所 そうどうの名ハふんづけて云く
承鐙肉（サウドウシ）とかくアブミヲウクルトヨミ
又さうとうの名をもふむと云

奉公覚悟記抜書

貞丈家傳室町殿御代の書

空穂之身	騎馬空穂	大和空穂	腰革
受緒	掛緒		

うつほを腰にする事品ある事なり
よしなき人は木弓に先腰皮をつけるは
をゆるしなしかるへからすとて矢の下をしおね
て下座の者もうち座に一度しやすしらく
先弓を握して持手にうつほを一度に低く
人なさし剣待まて坐して先空穂より進
ゆるし持下弓を下に進之うつほの事法

武士たる物は矢の下をしらすして色し
まそうつほの事也さし有人を借用なと
しれ時封をしれて其事有之封なとせす
事ある色にはしれ弓一也しうか座そ
うつほは小讀をうつほの事也つ段の
つほいも本也しうほし一をも中にし
有り

太刀追物方聞書抜書　伊勢下総守平貞頼入道宗五記　永正大永ノ頃

犬狩小手　これは事粧好みて用申しさうらふ

申し若人なとハあかぢ又かうらんにもまた

はやうくれしうけには又周防国には内下

金仙寺殿すぢしのきあまそれせて用ゐあ

まししせて君をまなびには緒菖蒲革にて長

長さ廣さ人により申し但廣さ一寸ばかり

せ云まさニをさせてせ云に宿老の足袋

入させてせをかせさ廣なりまくて小袖

のうへもさすなりハ於可尋大かた人ハさす

申さうらはハ又大かたのこそのなりの絵圖

宜くそせいかう やうそ様々か く申し

貞丈云此圖宜し かうす別に詳あり

貞丈云 ソデクチノ方

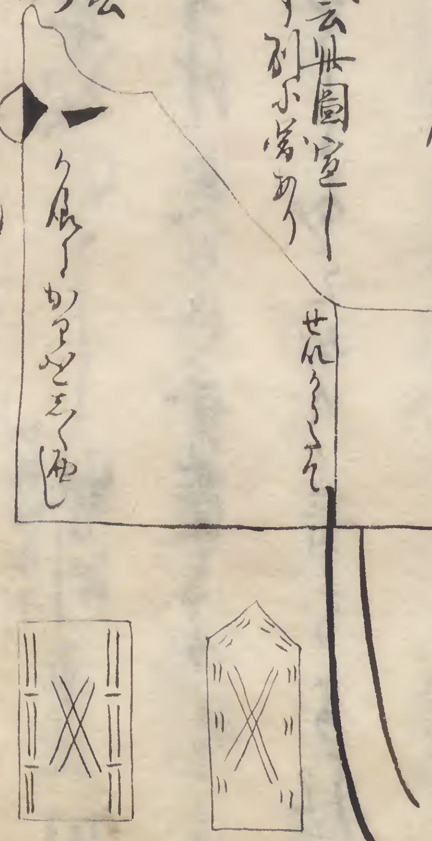

此革を八紫の革抑かす 表ゆゝくりのあるは紫 ぬいかけ人し 又中の云しハ糸をとをして 下へあちくてすがくてろ くゝる

又ゆ氏もある申し 指かけ又亦云はこれ云

せんほうもすゐぬ申し 亦まゐらせうけの鉄の金を曲る事之 是を菖蒲革

黒塗轡　白磨轡　蜥蜴色塗轡

轡ハ白ミこそ本式のよし　勢州（伊勢伊勢守）貞陸相伝ハ黒く塗又
せうけ色なるも小塗ありとてつかひしれる人
おほしなとありて音もよしといへり

諸量物　小笠原家伝書　抜書ニあらハし置節之

大的

一 大的ハ串ハ的の帳五尺弐三寸○的ノ串
せめる三寸八寸中六寸○的場の遠さハ弓杖
三十三ありといふ三十二寸五○横串七尺六
寸内のり六尺八寸○立串ハ左より上六尺六
寸○串の小さハ白二寸○的の絵ハ中ハ二三
尺七寸（纏）三寸あり（二寸五分）三寸　口伝○せきの長さ二寸（蟬）
丸ト

丸物

一 丸物ハ串ハ延八寸○矢ハあり字

まんまんの的の ○横串五尺内のり四尺三寸○立串
去より上三尺七寸○串のはゞさし二寸厚く
○あつちの高さ五枚十一寸わくも十枚く
に立串にあつちの高一枚く少しちかし

草鹿

一草鹿事 鹿の頭長さ二尺八寸広
さ八寸 鹿の高さ七寸 尾頭の長さ三
寸 尾 世星まりの星七矢あての星四寸

倉の定

まいの的は八四寸を大なる庭に於
後にわのしく尽つくちかをまとりのあいた

五寸より二寸かへしにて綴ちの中にして二所
引まわす寸かへし鹿のそしろへむかうをかへる
ゆしあふかたし綱をしかへし幅さつち
かけるかへし

笠懸

一笠懸事 的の板一尺八寸 三寸 檜の木
○横串六尺一寸内のり五尺二寸○立串
去より上四尺八寸○串のはゞさし二寸六分
○尾ちのはゞさ二尺五寸○的場の遠さ弓杖
九杖くわしく八杖に可立○中ちの皮の布

公の長さ五尺ばかり又より一尺二寸の布を可用也又
其のとき一所にて也げ候べし○布の迄儀ある
○とち布上より一尺八寸とちハあの筆を入し
候べし○馬場は十一町あつてゆく口傳あ
り○ゆく所より後の串まで三三口傳
立し

小笠懸

一 小笠懸事○串をたてて二尺五寸 发ど
的ノ勢方四寸イ
可用まさきをきるまと
合をしくくむ
的は馬走りの左八寸○
引目は引目九日二かし（こり）笆つて候べし○
笠懸の手備を逆に射おり射中打入事

も笠懸より八娘のく云々事も馬のくらいの中
小記紀さし候べし矢まで寸とよりて引てさの
るべし

矢用

一 矢用事もちい紋
九三つく三とし記利く候べし
條の勢一尺二寸 一尺まで羽 候べし
廣さ四寸厚さ一寸八ぶ 二イ
とし記の上よりをもかしの系
さまく候べし食依等条く

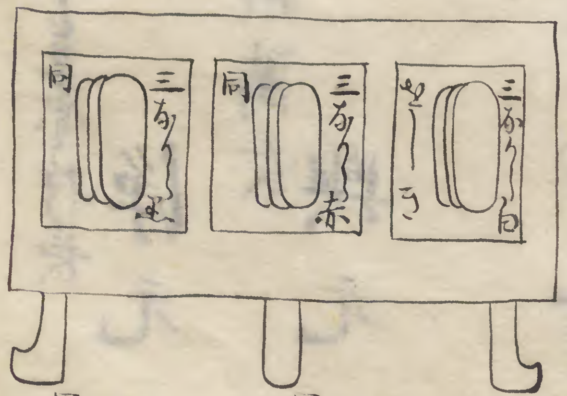

さんあし
日 食も定
日

口傳在之

應永廿七年八月廿八日

小笠原持長 淨元 在判

同滿長 興元 在判

文明八年十二月廿二日

同 兵部少輔元長 在判

日本政府圖書

国立公文書館
National Archives of Japan